

食共創研究所規程

令和 7 年 4 月 1 日制定

令和 7 年 11 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 京都光華女子大学学則第 50 条に基づき、食共創研究所(Food Co-Creation Research & Development Center) (以下「本研究所」という) を置き、食共創研究所内にスポーツ栄養相談室を置く。

(目的)

第 2 条 本研究所は、命を育む食に関する研究開発(R&D)を通して、研究と社会実装を推進し、Well-Being な社会を共創することを目的とする。

(行動指針)

第 3 条 本研究所は、以下の項目を行動指針として掲げる。

- (1) 京都光華女子大学 (以下「本学」という。) の発展に寄与する R&D を行う。
- (2) 産学官との共同 R&D の場とする。
- (3) 共同 R&D に携わる全ての人々が利益を得られる。
- (4) 京の食および食文化を重視した R&D を行う。
- (5) 未来食 (フードテック) を意識して R&D を行う。
- (6) 科学的根拠に基づく栄養支援により、アスリートの競技力向上を図る。

(事業)

第 4 条 本研究所は、前条の目的、行動指針を達成するため次の各号の事項を所轄する。

- (1) 食品企業との食に関する共同 R&D 事業
- (2) 地場産業育成のための地域連携共同 R&D 事業

(3)学および官との包括共同 R&D 事業

(4)京の食文化を意識した京の食に関する共同 R&D 事業

(5)アスリートや学生などへの栄養支援、企業との共同 R&D 事業

(6)上記各事項の R&D 成果の発信交流及び共有基盤の構築及び運営

その他前条の目的を達成するために必要な事業および運営

(学術情報リポジトリへの登録及び公開の許諾)

第5条 前条に定める事業のうち、刊行物の発行に関しては、当該刊行物に投稿される著作物について、原則として、京都光華女子大学学術リポジトリへの登録及び公開の許諾が得られていることを掲載の条件とする。

(組織)

第6条 本研究所は、次の者をもって組織する。

所長 1名

副所長 1名

所員

客員教授

客員研究員

所長及び所員が必要と認める者

(所長)

第7条 所長は、本学教員の中から学長が推薦し、理事長が任命する。

2 所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、任期中に所長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 所長は所属メンバーを統括し、共同 R&D 事業の円滑な事業遂行のため、共同 R&D 事業に関わる全ての権限を有すると共に一切の責務を負う。

(副所長)

第 8 条 副所長は、本学教職員の中から学長が推薦し、理事長が任命する。

2 副所長の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、任期中に副所長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(所員)

第 9 条 所員は、本学教職員の中から学長が推薦し、理事長が任命する。

2 所員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 所員は、各研究部門の研究及び調査に従事するとともに、所長の指示の下、本研究所の事業及び運営業務に携わる。

(研究所客員教授)

第 10 条 研究所客員教授は、本学専任教員以外の者から学長が推薦し、理事長が任命する。

2 研究所客員教授の処遇等に関しては、客員教授規程のほか、別に定める。

(研究所客員研究員)

第 11 条 研究所客員研究員は、本学専任教員以外の者から所長が推薦し、学長が任命する。

2 研究所客員研究員の処遇等に関しては、別に定める。

(スポーツ栄養相談室長)

第 12 条 スポーツ栄養相談室に室長を置くことができる。

2 スポーツ栄養相談室長は、研究所長や副所長が兼ねることもできる。

3 スポーツ栄養相談室長は、研究所長の指示に基づいて、スポーツ栄養相談室の運営にあたる。

4 スポーツ栄養相談室長は、本学専任教職員の中から所長が候補者を決定し、学長が推薦し、理事長が任命する。ただし、候補者が事務職員の場合は、研究所長は事務局長と事前に協議する。

5 スポーツ栄養相談室長の任期は、研究所長の在任期間とする。ただし再任を妨げない。

(運営会議)

第 13 条 本研究所は、毎年度 1 回運営会議（以下、会議という。）を開く。ただし、所長が必要と認めるときは、臨時会議を開くことができる。

2 所長は、会議を招集し、議長となる。

3 会議は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 本研究所の事業計画

(2) 本研究所の予算及び決算

(3) 研究部門の設置及び廃止

(4) その他研究所に関する重要事項

4 会議は、所長、副所長及び所員をもって構成する。

5 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数により議決する。ただし、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

(経費)

第 14 条 本研究所の経費は、大学予算及び外部資金（基金、寄付金、助成金、事業収入

等)をもって充てる。

2 前項の外部資金の受入れは、学内関係諸規程に従って行う。

(事務)

第 15 条 この規程に関する事務は、所長の指示により、所員が行う。

(改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、大学運営会議において審議する。

附則 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は令和 7 年 11 月 1 日から施行する。